

第7回原子力小委員会意見書

2014.10.2

伴英幸

1. 動画（もしくは音声）の公開を求めます。
会議は回を重ねて7回目。早く決断しないと、最後の1回のみ公開という恥ずかしい事態になりかねません。
2. 資料4には、相手国側の国民への配慮が見えてきません。原子力導入の当初から原子力への反対があり、1996年には福井・福島・新潟の3県知事が、原子力政策には国民的合意がないので改めて国の責任で合意形成をはかるように提言しました。福島原発事故後には政府の討論型世論調査や各マスコミの世論調査含めて、国民の過半が原発からの撤退を望む状態となり、今日に至っています。このようなことを相手国側でも繰り返すことはよくない。相手国側住民への十分な情報提供と合意形成をはかる必要性を相手国側とも共有すべき旨を資料にも記載すべきです。
3. 資料4には「相手国に不拡散・平和利用を約束させることで、平和利用、不拡散に貢献していくべき」と書かれていますが、果たして、これに期待するには次の要件が必要ではないでしょうか。
 - 協定違反が起きた場合に移転した技術や物を引き上げるなどの規定。
 - 商業原発とこれに必要な燃料を輸入し、自国に産出するウランを核開発に利用する場合は、協定上は転用がないとしても、間接的に核開発に協力することになります。従って、相手国に核兵器開発をやめさせる仕組み。
4. 日本より緩い協定を結ぶ国に受注を取られるくらいなら、日本が積極的に輸出を働きかけた方がまだましとの意見があるとすれば、これは詭弁ではないでしょうか。激しい競争環境の中でどこまで厳しい核不拡散の条件を貫けるのか？ 結局は日本側も緩い協定内容になるのではないのでしょうか。
例えば、トルコとの原子力協力協定では、「この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、両締約国政府

が書面により合意する場合に限り、トルコ共和国の管轄内において、濃縮し、又は再処理することができる。」(第8条)としています。ベトナムとの協定でも「この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、両締約国政府が別段の合意をしない限り、ベトナム社会主義共和国の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。」(第9条)としています。トルコとの協定で移転や濃縮・再処理が問題となった時、政府は「日本が合意することはない」(岸田外務大臣)姿勢である旨を説明していますが、将来の状況のいかなる変化においても貫けるのか疑問です。これは、「濃縮され、または再処理されない」(第9条)としたヨルダンとの協定とは大きく異なっています。

5. 原発輸出はむしろ核拡散につながる懸念があり、不拡散には貢献しません。どの国も名実ともに平和利用の目的で原発を導入し、エネルギー制約からの解放を求めて増殖炉開発にすすむ、とすれば、どの国も潜在的な抑止力を持つこととなります。将来のどこかの時点で平和の均衡が崩れたときには、どの国も核兵器開発に進むことになってしまいます。この事態を避けることができるのでしょうか？